

## お知らせ

### ワシントン条約: 第 18 回締約国会議における附属書改正事項について

令和元年 10 月 29 日  
経済産業省貿易経済協力局  
貿易管理部野生動植物貿易審査室

ワシントン条約第 18 回締約国会議の結果を踏まえ、ワシントン条約附属書の改正が行われます。従来の附属書に別紙1の附属書改正事項の内容が反映され、効力が発生するのは令和元年 11 月 26 日(火)となります。また同日付けで、別紙2のとおり、新たにキューバを原産とする種が附属書Ⅲに追加され、コスタリカを原産とする種が附属書Ⅲより削除されました。

令和元年 11 月 26 日以降、別紙1及び2に掲載された動植物種を含む貨物を輸出入される場合には、外国為替及び外国貿易法に基づく手続きが新たに必要となる種やこれまでの手続きと異なる種が含まれていますので、十分ご注意ください。また同日より前に輸出する貨物については、日本における国内手続きは改正前の附属書に基づく手続きとなりますが、同日以降に相手国に到達する場合、改正後の附属書に基づく手続きが必要となります。附属書改正に伴う輸出入手続きについては、別添「(お知らせ)ワシントン条約附属書の改正に伴う我が国の輸入手続きについて」を御確認ください。

なお、このお知らせは、ワシントン条約事務局が発出した事務局通報(「NO.2019/047」「NO.2019/052」、以下の URL 参照)から仮訳・構成したものです。今後、最終的に詳細な文言等が変更となる可能性があります。あらかじめご了承ください。(仮にこのお知らせと事務局通報の内容が異なる場合は、事務局通報が優先されますのでご注意ください)

<https://www.cites.org/sites/default/files/notif/E-Notif-2019-047.pdf>

<https://www.cites.org/sites/default/files/notif/E-Notif-2019-052-.pdf>

ご不明な点がございましたら、下記のところまでお問い合わせ下さい。

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 野生動植物貿易審査室

電話 03-3501-1723

## ワシントン条約第18回締約国会議における附属書改正事項一覧

## ●新たに附属書Iに掲載された種

FAUNA 動物							
整理番号	綱	目(学名)	目(和名)	科(学名)	科(和名)	種(学名)	種(和名)
1	REPTILIA 爬虫綱	SAURIA	トカゲ亜目	Agamidae	アガマ科 (キノボリトカゲ科)	<i>Ceratophora erdeleni</i>	ケラトフォラ・エルデレニ
						<i>Ceratophora karu</i>	ケラトフォラ・カル
						<i>Ceratophora tennentii</i>	ケラトフォラ・テンネンティイ
2	REPTILIA 爬虫綱	SAURIA	トカゲ亜目	Agamidae	アガマ科 (キノボリトカゲ科)	<i>Cophotis ceylanica</i>	コフォティス・ケユラニカ [セイロンオマキキノボリアガマ]
						<i>Cophotis dumbara</i>	コフォティス・ドウムバラ
3	REPTILIA 爬虫綱	SAURIA	トカゲ亜目	Gekkonidae	ヤモリ科	<i>Gonatodes daudini</i>	ゴナトデス・ダウディニ [ダウディンイロワケヤモリ]
4	INSECTA 昆虫綱	LEPIDOPTERA	チョウ目	Papilionidae	アゲハチョウ科	<i>Achillides chikae</i> <i>hermeli</i>	アキルリデス・キカエ・ヘルメリ
5	INSECTA 昆虫綱	LEPIDOPTERA	チョウ目	Papilionidae	アゲハチョウ科	<i>Parides burchellanus</i>	パリデス・ブルケルラヌス

## ●附属書IIからIへ移行された種

FAUNA 動物							
整理番号	綱	目(学名)	目(和名)	科(学名)	科(和名)	種(学名)	種(和名)

6	MAMMALIA 哺乳綱	CARNIVORA	ネコ目(食肉目)	Mustelidae	イタチ科	<i>Aonyx cinereus</i>	アオニクス・キネ レア [コツメカワウソ]
7	MAMMALIA 哺乳綱	CARNIVORA	ネコ目(食肉目)	Mustelidae	イタチ科	<i>Lutrogale perspicillata</i>	ルトロガレ・ペルス ピスィルラタ [ビロードカワウ ソ]
8	AVES 鳥綱	GRUIFORMES	ツル目	Gruidae	ツル科	<i>Balearica pavonina</i>	バレアリカ・パヴォ ニナ [カンムリヅル]
9	REPTILIA 爬虫綱	TESTUDINES	カメ目	Geoemydidae	イシガメ科	<i>Cuora bourreti</i>	クオラ・ボウルレテ イ [ラオスモエギハコ ガメ]
10	REPTILIA 爬虫綱	TESTUDINES	カメ目	Geoemydidae	イシガメ科	<i>Cuora picturata</i>	クオラ・ピクトウラ タ [カンボジアモエギ ハコガメ]
11	REPTILIA 爬虫綱	TESTUDINES	カメ目	Geoemydidae	イシガメ科	<i>Mauremys annamensis</i>	マウレミュス・アン ナメンスイス [アンナンガメ]
12	REPTILIA 爬虫綱	TESTUDINES	カメ目	Testudinidae	リクガメ科	<i>Geochelone elegans</i>	ゲオケロネ・エレガ ンス [インドホシガメ]
13	REPTILIA 爬虫綱	TESTUDINES	カメ目	Testudinidae	リクガメ科	<i>Malacochersus tornieri</i>	マラコケルスス・ト ルニエリ [パンケーキガメ]

●新たに附属書Ⅱに掲載された種

FAUNA 動物、PHYLUM CHORDATA (脊索動物門)							
整理番号	綱	目(学名)	目(和名)	科(学名)	科(和名)	種(学名)	種(和名)
14	MAMMALIA 哺乳類	ARTIODACTYLA	ウシ目(偶蹄目)	Giraffidae	キリン科	<i>Giraffa camelopardalis</i>	ギラファ・カメロパルダリス [キリン]
15	AVES 鳥綱	GALLIFORMES	キジ目	Phasianidae	キジ科	<i>Syrmaticus reevesii</i>	スウルマティクス・レエ ヴェスイイ [オナガキジ]
16	REPTILIA 爬虫綱	SAURIA	トカゲ亜目	Agamidae	アガマ科 (キノボリトカゲ科)	<i>Ceratophora aspera</i> (zero quota for wild specimens for commercial purposes)  <i>Ceratophora stoddartii</i> (zero quota for wild specimens for commercial purposes)	[ハナツトカゲ属] ケラトフォラ・アスペラ (商業目的の野生個体の輸出割当て量をゼロとする)  ケラトフォラ・ストドゥダ ルティイ (商業目的の野生個体の輸出割当て量をゼロとする)
17	REPTILIA 爬虫綱	SAURIA	トカゲ亜目	Agamidae	アガマ科 (キノボリトカゲ科)	<i>Lyriocephalus scutatus</i> (zero quota for wild specimens for commercial purposes)	ルユリオケファルス・スクタトウス [コブハナアガマ] (商業目的の野生個体の輸出割当て量をゼロとする)
18	REPTILIA 爬虫綱	SAURIA	トカゲ亜目	Eublepharidae	トカゲモドキ科	<i>Goniurosaurus spp.</i> (except the species native to Japan)	ゴニウロサウルス (spp.) [トカゲモドキ属] (日本固有の個体群を除く)
19	REPTILIA 爬虫綱	SAURIA	トカゲ亜目	Gekkonidae	ヤモリ科	<i>Gekko gecko</i>	ゲコ・ゲコ [トッケイヤモリ]
20	REPTILIA 爬虫綱	SAURIA	トカゲ亜目	Gekkonidae	ヤモリ科	<i>Paroedura androyensis</i>	パロエドゥラ・アンドロ イェンスイス [ヒメササクレヤモリ]
21	REPTILIA 爬虫綱	SAURIA	トカゲ亜目	Iguanidae	イグアナ科	<i>Ctenosaura spp.</i>	クテノサウリア (spp.) [トゲオイグアナ属]

22	REPTILIA 爬虫綱	SERPENTES	ヘビ亜目	Viperidae	クサリヘビ科	<i>Pseudocerastes urarachnoides</i>	プセウドケラステス・ウ ララクノイデス [スパイダーテイルドク サリヘビ]
23	AMPHIBIA 両生綱	CAUDATA	有尾目 (サンショウウオ目)	Salamandridae	イモリ科	<i>Echinotriton chinhaiensis</i>  <i>Echinotriton maxiquadratus</i>	エキノトリトン・キンハ イエンスイス [チンハイイボイモリ]  エキノトリトン・マクスィ クアドウラトウス [タカネイボイモリ]
24	AMPHIBIA 両生綱	CAUDATA	有尾目 (サンショウウオ目)	Salamandridae	イモリ科	<i>Paramesotriton spp.</i>	パラメソトリトン (spp.) [コブイモリ属]
25	AMPHIBIA 両生綱	CAUDATA	有尾目 (サンショウウオ目)	Salamandridae	イモリ科	<i>Tylototriton spp.</i>	ティユロトトリトン (spp.) [ミナマイボイモリ属]
26	ELASMOBRANCHII 板鰓綱	LAMNIFORMES	ネズミザメ目	Lamnidae	ネズミザメ科	<i>Isurus oxyrinchus</i>  <i>Isurus paucus</i>	イスルス・オクスユリン クス [アオザメ]  イスルス・パウクス [バケアオザメ]
27	ELASMOBRANCHII 板鰓綱	RHINOPRISTIFORME S	リノプリスティフォルメ ス目	Glaucostegidae	グラウコステグス科	<i>Glaucostegus spp.</i>	グラウコステグス (spp.) [ギターフィッシュ類]
28	ELASMOBRANCHII 板鰓綱	RHINOPRISTIFORME S	リノプリスティフォルメ ス目	Rhinidae	シノノメサカタザメ科	<i>Rhinidae spp.</i>	リニダエ (spp.) [ウェッジフィッシュ類]
FAUNA 動物、ECHINODERMATA (棘皮動物門)							
整理 番号	綱	目(学名)	目(和名)	科(学名)	科(和名)	種(学名)	種(和名)
29	HOLOTHUROIDEA ナマコ綱	ASPIDOCHIROTIDA	楯手目	Holothuriidae	クロナマコ科	Holothria fucsgilva (entry into effect delayed by 12 months, i.e. until 28 August 2020)  Holothria nobilis (entry into effect	[熱帯ナマコ類] ホロトゥリア・フスコギ ルヴァ (12ヶ月遅れて2020 年8月28日に附属書 IIに掲載)  ホロトゥリア・ノビリス (12ヶ月遅れて2020

						delayed by 12 months, i.e. until 28 August 2020)	年 8 月 28 日に附属書 II に掲載)
						Holothria whitmaei (entry into effect delayed by 12 months, i.e. until 28 August 2020)	ホロトウリア・ワイトマエイ (12 ヶ月遅れて 2020 年 8 月 28 日に附属書 II に掲載)

FAUNA 動物、ARTHROPODA (節足動物門)

整理番号	綱	目(学名)	目(和名)	科(学名)	科(和名)	種(学名)	種(和名)
30	ARACHNIDA クモ綱	ARANEAE	クモ目	Theraphosidae	トリクイグモ科	Poecilotheria spp.	ポエキロテリア(spp.) [オーナメンタル]

FLORA 植物

整理番号	科(学名)	科(和名)	種(学名)	種(和名)
31	Cupressaceae	ヒノキ科	<i>Widdringtonia whytei</i>	ウイドリングトニア・ウエイテイ [ムランジェスギ]
32	Leguminosae	マメ科	<i>Pterocarpus tinctorius</i> (with annotation # 6 ; Logs, sawn wood, veneer sheets, plywood)	プテロカルプス・チンクトリウス [アフリカンパドック] (注釈6: 丸太、製材品、薄板、合板)
33	Meliaceae	センダン科	<i>Cedrela spp.</i> (with annotation # 6 ; Logs, sawn wood, veneer sheets, plywood) (populations of the Neotropics) (entry into effect delayed by 12 months, i.e. until 28 August 2020)	ケドレラ(spp.) [セドロ] (注釈6: 丸太、製材品、薄板、合板) (新熱帯地域の標本に限る) (12 ヶ月遅れて 2020 年 8 月 28 日に附属書 II に掲載)

●附属書 I から II へ移行された種

FAUNA 動物

整理番号	綱	目(学名)	目(和名)	科(学名)	科(和名)	種(学名)	種(和名)

34	MAMMALIA 哺乳綱	ARTIODACTYLA	ウシ目(偶蹄目)	Camelidae	ラクダ科	<i>Vicugna vicugna</i> (population of the Province of Salta (Argentina) with annotation 1)	ヴィクグナ・ヴィクグナ [ヴィクーニャ(ビクーナ)](アルゼンチンのサルタ県の個体群) ※上記及びアルゼンチン(フファイ県及びカタマルカ県の個体群並びにフファイ県、サルタ県、カタマルカ県、ラ・リオハ県及びサン・フアン県の半ば人に管理された個体群)、チリ(アリカ・パリナコタ州及びタラパカ州の個体群)、エクアドル(すべての個体群)、ペルー(すべての個体群)及びボリビア(すべての個体群)以外は附属書 I 掲載種
35	MAMMALIA 哺乳綱	RODENTIA	ネズミ目(齧歯目)	Muridae	ネズミ科	<i>Leporillus conditor</i>	レポリルルス・コンディトル [コヤカケネズミ]
36	MAMMALIA 哺乳綱	RODENTIA	ネズミ目(齧歯目)	Muridae	ネズミ科	<i>Pseudomys fieldi praeconis</i>	プセウドミュス・フィエルディ [シャークベイネズミ]
37	MAMMALIA 哺乳綱	RODENTIA	ネズミ目(齧歯目)	Muridae	ネズミ科	<i>Xeromys myoides</i>	クセロミュス・ミュオイデス [クマネズミモドキ(ミズネズミモドキ)]

38	MAMMALIA 哺乳綱	RODENTIA	ネズミ目(齧歯目)	Muridae	ネズミ科	<i>Zyomys pedunculatus</i>	ズゾミュス・ペドゥンクラトウス [マクドネルイワネズミ]
39	AVES 鳥綱	PASSERIFORMES	スズメ目	Muscicapidae	ヒタキ科	<i>Dasyornis broadbenti litoralis</i>	ダスュオルニス・ブロードベンティ・リトラリス [ニシオナガムシクイ(ズアカヒゲムシクイ)]
40	AVES 鳥綱	PASSERIFORMES	スズメ目	Muscicapidae	ヒタキ科	<i>Dasyornis longirostris</i>	ダスュオルニス・ロングロストリス [ハシナガヒゲムシクイ]
41	REPTILIA 爬虫綱	CROCODYLIA	ワニ目	Crocodylidae	クロコダイル科	<i>Crocodylus acutus</i> ( population of Mexico with a zero export quota for wild specimens for commercial purposes)	クロコデュルス・アクトウス [アメリカワニ] (メキシコの個体群であって、商業目的の野生個体の輸出割当て量をゼロとする) ※上記及びコロンビア・コルドバ県、シスパタ湾—ティナジョンズ—ラバルサ周辺地域のマングローブの総合管理地区及びキューバの個体群以外は附属書 I 掲載種

●注釈に関する決定がなされたもの

FAUNA 動物							
整理番号	綱	目(学名)	目(和名)	科(学名)	科(和名)	種(学名)	種(和名)
42	MAMMALIA 哺乳綱	ARTIODACTYLA	ウシ目(偶蹄目)	Bovidae	ウシ科	<i>Saiga tatarica Sanga borealis</i>	サイガ・ボレアリス サイガ・タタリカ [サイガ]

注釈	a zero export quota for wild specimens traded for commercial purposes			附属書Ⅱのままで以下の注釈を追加 “商業的目的で取引される野生の標本については、零の割当てとする”			
43	MAMMALIA 哺乳綱	ARTIODACTYLA	ウシ目(偶蹄目)	Camelidae	ラクダ科	<i>Vicugna vicugna</i>	ヴィクグナ・ヴィクグナ [ヴィクニーヤ(ビクニーヤ)]
注釈	The name of the population of Chile was amended from “population of the Primera Región” to “populations of the region of Tarapacá and of the region of Arica and Parinacota			チリの個体群の名称が”プリメラ地方の個体群”から“アリカ・パリナコタ州およびタラパカ州の個体群”に修正された。			
FLORA 植物							
整理番号	科(学名)		科(和名)		種(学名)		種(和名)
44	Leguminosae		マメ科		Dalbergia spp. Guibourtia demeusei Guibourtia pellegriniana Guibourtia tessmannii		ダルベルギア (spp.) [ツルサイカチ属全種] グイボウルティア・デムウセイ グイボウルティア・ペレグリニアナ グイボウルティア・テスマニ
注釈	Annotation #15 for the taxa above was amended as follows:  All parts and derivatives are included, except: a) Leaves, flowers, pollen, fruits, and seeds; b) Finished products to a maximum weight of wood of the listed species of up to 10 kg per shipment; c) Finished musical instruments, finished musical instrument parts and finished musical instrument accessories; d) Parts and derivatives of <i>Dalbergia cochinchinensis</i> , which are covered by Annotation # 4; e) Parts and derivatives of <i>Dalbergia</i> spp. originating and exported from Mexico, which are covered by Annotation # 6.			解釈 7#15 を次のように改める。(下線部が変更箇所)  ((b)を削除して“規制対象種を使用した部分の重量が、船積当たり最大 10kg までの完成品”に変更。新たに(c)として“完成した楽器、楽器の部品及び附属品”を追加し、これまで付されていた(c)(d)をそれぞれ(d)(e)とする)  次のものを除くすべての部分及び派生物 a)葉、花、花粉、果実及び種子 b)規制対象種木材の重量が、船積当たり最大10kgまでの完成品 c)完成した楽器、楽器の部品及び付属品  (以下、省略)			
45	Leguminosae		マメ科		Pericopsis elata		ペリコプシス・エラタ [アフロルモシア]
注釈	Annotation #17 (to replace annotation #5) was added to the species as follows: Logs, sawn wood, veneer sheets, <u>plywood</u> , and transformed wood			次の種に#17(#5 を置換)を付する。(下線部を追加) 丸太、製材品、薄板、 <u>合板</u> 及び <u>転換された木材</u>			
46	Liliaceae		ユリ科		Aloe ferox		アロイ・フェロクス [アロエ・フェロックス]

注釈	<p>Annotation #4 for the species was amended as follows: All parts and derivatives, except:</p> <p>a) seeds (including seedpods of Orchidaceae), spores and pollen (including pollinia). The exemption does not apply to seeds from Cactaceae spp. exported from Mexico, and to seeds from Beccariophoenix madagascariensis and Dypsis decaryi exported from Madagascar;</p> <p>b) seedling or tissue cultures obtained in vitro, in solid or liquid media, transported in sterile containers;</p> <p>c) cut flowers of artificially propagated plants;</p> <p>d) fruits, and parts and derivatives thereof, of naturalized or artificially propagated plants of the genus Vanilla (Orchidaceae) and of the family Cactaceae;</p> <p>e) stems, flowers, and parts and derivatives thereof, of naturalized or artificially propagated plants of the genera Opuntia subgenus Opuntia and Selenicereus (Cactaceae); and</p> <p>f) finished products of <u>Aloe ferox</u> and Euphorbia antisiphilitica packaged and ready for retail trade.</p>	<p>解釈 7#4 を次のように改める。(下線部を追加)</p> <p>次のモノを除くすべての個体の部品及び派生物</p> <p>a)種子(ランの種子鞘を含む)、孢子及び花粉(花粉塊を含む)。ただし、メキシコから輸出されたサボテン科(spp.)の種子並びにマダガスカルから輸出されたベカリオフォイクス・マダガスカリエンシス及びデュプシス・デカリユイの種子は、この除外の適用を受けない。</p> <p>b)試験管中で固体又は液体の培地で得た実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたもの</p> <p>c)人工的に繁殖させた植物の切り花</p> <p>d)帰化したか又は人工的に繁殖させたヴァニラ属(ラン科)及びサボテン科の果実並びにその部分及び派生物</p> <p>e)帰化したか又は人工的に繁殖させたオープンティア属オープンティア亜属及びセレニケレウス(サボテン科)の茎及び花並びにその部分及び派生物</p> <p>f) 包装された小売取引用に準備されたアロイ・フェロクス及びエウフォルビア・アンティスユフリティカの完成品</p>		
47	Malvaceae	アオイ科	<i>Adansonia grandidieri</i>	アダンソニア・グランディディエリ
注釈	<p>Annotation #16 for the species was amended as follows: Seeds, fruits and oils.</p>		<p>#16 を次のように改める。(注釈#16 から“及び生きた植物”を削除)</p> <p>;種子、果実及び油</p> <p>※上記#16 の変更とは関係なく、ワシントン条約第1条に基づき、附属書に掲載される全ての種の“生きた植物”が規制対象。</p>	

●解釈に関する決定がされたもの

解釈8				
48	<p>Finished musical instruments: A musical instrument (as referenced by the Harmonized System of the World Customs Organization, Chapter 92; musical instruments, parts and accessories of such articles) that is ready to play or needs only the installation of parts to make it playable. This term includes antique instruments (as defined by the Harmonized System codes 97.05 and 97.06; Works of art, collectors' pieces and antiques).</p>	<p>完成した楽器</p> <p>楽器(WCO(世界税関機構)の関税番号第92類で示されている楽器、その部分品及び付属品)は、演奏できる状態のもの又は演奏を可能とするために部品の取り付けのみが必要なもの。これにはアンティークの楽器(関税番号 97.05 及び 97.06 で示されている美術品、収集品及びアンティーク)が含まれる。</p>		
49	<p>Finished musical instrument accessories: A musical instrument accessory (as referenced by the Harmonized System of the World Customs Organization, Chapter 92; musical instruments, parts and accessories of such articles) that is separate from the musical</p>	<p>完成した楽器の付属品</p>		

	instrument, and is specifically designed or shaped to be used explicitly in association with an instrument, and that requires no further modification to be used.	楽器の付属品(WCO(世界税関機構)の関税番号第 92 類で示されている楽器、その部分品及び付属品)は、楽器とは別個で楽器に使用されるよう明らかに特別に設計、形成されており、使用にあたり更に手を加えることがないもの。
50	Finished musical instrument parts: A part (as referenced by the Harmonized System of the World Customs Organization, Chapter 92; musical instruments, parts and accessories of such articles) of a musical instrument that is ready to install and is specifically designed and shaped to be used explicitly in association with the instrument to make it playable.	完成した楽器の部品 部品(WCO(世界税関機構)の関税番号第 92 類で示されている楽器、その部分品及び付属品)は、楽器へ取付けることができ、演奏を可能とする楽器に使用されるよう明らかに特別に設計、形成されたもの。
51	Shipment: Cargo transported under the terms of a single bill of lading or air waybill, irrespective of the quantity or number of containers or packages; or pieces worn, carried or included in personal baggage.	船積 コンテナ、小包の数量に関係なく、単一の船荷証券又は航空運送状により輸送される貨物; 着用品、運搬、個人の手荷物を含む。
52	Ten (10) kg per shipment: For the term "10 kg per shipment", the 10 kg limit should be interpreted as referring to the weight of the individual portions of each item in the shipment made of wood of the species concerned. In other words, the 10 kg limit is to be assessed against the weight of the individual portions of wood of Dalbergia/Guibourtia species contained in each item of the shipment, rather than against the total weight of the shipment.	船積当たり 10kg 「船積当たり 10 kg」という用語について、10 kg の制限は対象種の木材で作られた貨物の各品目の個々の重量を示すと解釈される。要するに、10 kg の制限は貨物の総重量ではなく、貨物の各品目に含まれるダルベルギア/グイボウルティア種といった木材の部分の重量が査定される。
53	Transformed wood: Defined by Harmonized System code 44.09: Wood (including strips, friezes for parquet flooring, not assembled), continuously shaped (tongued, grooved, v-jointed, beaded or the like) along any edges, ends or faces, whether or not planed, sanded or end-jointed.	転換された木材 関税番号 44.09 で示されている木材(はいだもの、寄せ木細工の床用フリーズ、組み立てていないものを含む)で、連続的な形(さねはぎ加工、溝付け、v-接合、ビーズ、その他これらに類する加工)を含むものとし、いずれかの縁、端又は面に沿ってかんながけ、やすりがけ又は端部接合されたものであるかを問わない。



Sphaerodactylus nigropunctatus lissodesmus	スファイロダクティルス・リッソデスマス	キューバ
Sphaerodactylus nigropunctatus ocujal	スファイロダクティルス・オクヤル	キューバ
Sphaerodactylus nigropunctatus strategus	スファイロダクティルス・ストラテグス	キューバ
Sphaerodactylus notatus atactus	スファイロダクティルス・ノタウス・アタクトウス	キューバ
Sphaerodactylus oliveri [Escambray Spotted Geckolet]	スファイロダクティルス・オリヴェリ	キューバ
Sphaerodactylus pimiento [Cuban Pepper Geckolet]	スファイロダクティルス・ピミアンタ	キューバ
Sphaerodactylus ruibali [Guantanamo Bay Geckolet]	スファイロダクティルス・ルイバリ	キューバ
Sphaerodactylus siboney [Siboney Gray-headed Geckolet]	スファイロダクティルス・スイボネイ	キューバ
Sphaerodactylus torrei [Cuban Broad-banded Geckolet]	トーレチビヤモリ	

◆ワシントン条約附属書附属書Ⅲから削除されるもの

学名等	一般的和名等	掲載国名
<b>【FAUNA】</b>	<b>【動物】</b>	
≪Mustelinae≫ <i>Galictis vittata</i> [Allamand's Grison; Greater Grison]	≪イタチ亜科≫ グリソン	コスタリカ
≪Procyonidae≫ <i>Bassaricyon gabbii</i> [Bushy-tailed Olingo; Olingo]	≪アライグマ科≫ フサオオリング	コスタリカ
<i>Bassariscus sumichrasti</i> [Cacomistle; Central American Cacomistle]	クロアシカコミスル	コスタリカ
≪Dasypodidae≫ <i>Cabassous centralis</i> [Northern Naked-tailed Armadillo]	≪アルマジロ科≫ パナマスベオアルマジロ	コスタリカ
≪Megalonychidae≫ <i>Choloepus hoffmanni</i> [Hoffmann's Two-toed Sloth]	≪フタユビナマケモノ科≫ ホフマンナマケモノ	コスタリカ
≪Sciuridae≫ <i>Sciurus deppei</i> [Deppe's Squirrel]	≪リス科≫ デッペリス	コスタリカ
≪Cracidae≫ <i>Crax rubra</i> [Great Curassow]	≪ホウカンチョウ科≫ オオホウカンチョウ	コスタリカ

**お知らせ**

ワシントン条約附属書の改正に伴う我が国の輸出入手続きについて

令和元年10月29日

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部

野生動植物貿易審査室

第18回ワシントン条約締約国会合（令和元年8月17日～8月28日、スイスにて開催）において、同条約附属書の改正が決定されました。また同日付けで、新たにキューバを原産とする種が附属書Ⅲに追加され、コスタリカを原産とする種が附属書Ⅲより削除されました。改正内容については「お知らせ・ワシントン条約：第18回締約国会議における附属書改正事項について」をご確認ください。

改正附属書の効力発生日は令和元年11月26日（火）となります。本改正に伴う我が国の輸出入手続きの取扱いについて以下のとおりお知らせします。

※本お知らせの内容については、必ず最新の情報をご確認の上、輸出入の手続きを行っていただけますようお願い致します。

**1. 附属書に種が新たに「追加」される場合**

○ワシントン条約附属書の改正により新たに条約の適用を受ける種の標本（動植物の個体、個体の部分若しくは派生物をいう。以下同じ。）を輸入する場合、改正附属書の効力発生日の前日（今回の場合は令和元年11月25日）までに、税関において輸入申告が正当なものとして受け付けられた場合には、条約の適用を受けない種という取扱いで従前の例により輸入することができます。

○新たに条約の適用を受ける種の標本を輸出する場合、改正附属書の効力発生日の前日までに、税関において輸出が許可され、当該貨物の輸出先国（輸入国）における輸入予定日が同附属書の効力発生日より前の場合には条約の適用を受けない種という扱いで従前の例により輸出することができます。

輸出先国（輸入国）において、改正附属書の効力発生日以降に当該種の輸入通関が行われる場合には、輸出先国（輸入国）より、改正附属書に基づくCITES輸出許可・再輸出証明書の提示を求められる場合がありますので、必ず事前に輸出先国（輸入国）に対し、措置の内容についてご確認いただきますよう、お願いいたします。

## 2. 条約の適用を受ける種の附属書の分類が変更（附属書Ⅱから附属書Ⅰに移行）される場合

○条約の適用を受ける種の附属書の分類が変更（附属書Ⅱから附属書Ⅰに移行）された種の標本を輸入する場合、改正附属書の効力発生日の前日までに、税関において輸入申告が正当なものとして受け付けられ、かつ、以下①～③の条件をすべて満たしていれば、附属書Ⅱ掲載の条約関連貨物として輸入することができます。

- ①輸出国管理当局が発給した CITES 輸出許可・再輸出証明書にある附属書の欄に附属書Ⅱとの記載がある。
- ②同許可書及び外為法に基づく事前確認書（事前確認制度の対象に限る）の発行日が改正附属書の効力発生より前である。
- ③当該貨物の輸入申告が受け付けられた日が同許可書の有効期限内である。

なお、上記の各要件を満たさず改正附属書の効力発生日までに日本への輸入が行われなかった場合、効力発生日以降は附属書Ⅰ掲載の条約関連貨物として扱われるため、附属書Ⅱ掲載の条約関連貨物として取得した CITES 輸出許可・再輸出証明書を使用した貨物の輸入は認められません。この場合、これら貨物が日本へ到着していても輸入が認められず輸出国・再輸出国へ返送していただくことになりますのでご注意ください。

また、附属書Ⅰの種を国内に輸入後は、「種の保存法」による国際希少野生動植物種として、同法に基づく譲渡規制等の対象になります。

（種の保存法に基づく譲渡規制等についての詳細は以下の環境省ホームページをご確認ください）

<環境省・希少な野生動植物種を飼育・販売される皆さんへ>

<http://www.env.go.jp/nature/ki sho/pamphlet/ForThoseWhoWantToKeepOrSellRareWildlife.pdf>

○条約の適用を受ける種の附属書の分類が変更（附属書Ⅱから附属書Ⅰに移行）された種の標本を輸出する場合、以下①～③の条件をすべて満たしていれば、従前の例により附属書Ⅱと同じ扱いで輸出することができます。

- ①我が国管理当局が発給した CITES 輸出許可書にある附属書の欄に附属書Ⅱとの記載がある。
- ②許可書及び外為法に基づく輸出承認証の発行日が改正附属書の効力発生より前である。
- ③当該貨物の輸入予定日が改正附属書の効力発生日より前である。

ただし輸出先国（輸入国）において、改正附属書の効力発生日以降に当該種の輸入通関が行われる場合、附属書Ⅰ掲載の条約関連貨物として扱われることにより、輸出先国（輸入国）において輸入ができない可能性がありますので、必ず事前に輸出先国（輸入国）に対し、措置の内容についてご確認いただきますよう、お願いいたします。

### 3. 条約の適用を受ける種の附属書の分類が変更（附属書Ⅰから附属書Ⅱに移行）される場合

○条約の適用を受ける種の附属書の分類が変更（附属書Ⅰから附属書Ⅱに移行）された種の標本を輸入する場合、改正附属書の効力発生日の前日までに、税関において輸入申告が正当なものとして受け付けられ、かつ、以下①～③の条件をすべて満たしていれば、附属書Ⅰ掲載の条約関連貨物として輸入することができます。

- ①輸出国管理当局が発給した CITES 輸出許可・再輸出証明書にある附属書の欄に附属書Ⅰとの記載がある
- ②同許可書及び外為法に基づく輸入承認証の発行日が改正附属書の効力発生より前である。
- ③当該貨物の輸入申告が受け付けられた日が同許可書の有効期限内である。

なお、改正附属書の効力発生日以降は附属書Ⅱ掲載の条約関連貨物として扱われますが、附属書Ⅰ掲載の条約関連貨物として CITES 輸出許可・再輸出証明書及び外為法に基づく輸入承認証を取得している場合には、当該輸出許可・再輸出証明書の税関への提出及び輸入承認証の提示（事前確認制度の対象貨物の場合）により輸入をすることができます。

○条約の適用を受ける種の附属書の分類が変更（附属書Ⅰから附属書Ⅱに移行）された種の標本を輸出する場合、以下①～③の条件をすべて満たしていれば、従前の例により附属書Ⅰと同じ扱いで輸出することができます。

- ①我が国管理当局が発給した CITES 輸出許可書にある附属書の欄に附属書Ⅰとの記載がある。
- ②同許可書及び外為法に基づく輸出承認証の発行日が改正附属書の効力発生より前である。
- ③当該貨物の輸入予定日が改正附属書の効力発生日より前である。

ただし輸出先国（輸入国）において、改正附属書の効力発生日以降に当該種の輸入通関が行われる場合、附属書Ⅱ掲載の条約関連貨物として扱われることとなりますので、必ず事前に輸出先国（輸入国）に対し、措置の内容についてご確認いただきますよう、お願いいたします。

### 4. ローズウッド種の輸出入について

○今回の附属書改正により、附属書Ⅱのマメ科ツルサイカチ属 (*Dalbergia spp.*)、ブビンガ属 3 種 (*Guibourtia demeusei*, *Guibourtia pellegriniana*, *Guibourtia tessmannii*) の注釈が変更され、商業目的か否かを問わず、

- ①これらの種を使用した楽器（楽器部品及び附属品を含む）

②これらの種を使用した部分の重量が最大 10 kgを上限とする最終製品（包丁やナイフの柄等の小物類、彫刻品、家具等）

は、条約に基づく規制の対象外となりました。附属書Ⅱのローズウッド種については、第 69 回ワシントン条約常設委員会の結果に基づき暫定的な解釈が合意されていますが、改正附属書の効力発生日以降は新たに合意された解釈が適用されますのでご注意ください。（「(お知らせ) マメ科ツルサイカチ属（ローズウッド）及びブビンガ属 3 種の解釈について」は、令和元年 11 月 25 日までで廃止いたします）

【参考】 解釈 7#15（仮訳）

次のものを除くすべての部分及び派生物

- a) 葉、花、花粉、果実及び種子
- b) 規制対象種木材の重量が、船積当たり最大 10kg までの完成品
- c) 完成した楽器、楽器の部品及び付属品

ただし、次のものについては、適用対象となる。

- d) ダルベルギアコシンシネンスについては、注釈#4 に該当する全ての個体の部分及び派生物
- e) メキシコ原産であり、かつメキシコから輸出されるダルベルギア属については、注釈#6 に該当する全ての個体の部分及び派生物

【参考】 解釈 8 より抜粋（仮訳）

○完成した楽器

楽器（WCO（世界税関機構）の関税番号第 92 類で示されている楽器、その部分品及び付属品）は、演奏できる状態のもの又は演奏を可能とするために部品の取り付けのみが必要なもの。これにはアンティークの楽器（関税番号 97.05 及び 97.06 で示されている美術品、収集品及びアンティーク）が含まれる。

○完成した楽器の付属品

楽器の付属品（WCO（世界税関機構）の関税番号第 92 類で示されている楽器、その部分品及び付属品）は、楽器とは別個で楽器に使用されるよう明らかに特別に設計、形成されており、使用にあたり更に手を加えることがないもの。

○完成した楽器の部品

部品（WCO（世界税関機構）の関税番号第 92 類で示されている楽器、その部分品及び付属品）は、楽器へ取付けることができ、演奏を可能とする楽器に使用されるよう明らかに特別に設計、形成されたもの。

○船積

コンテナ、小包の数量に関係なく、単一の船荷証券又は航空運送状により輸送される貨物；着用品、運搬、個人の手荷物を含む。

○船積あたり 10kg

「船積あたり 10 kg」という用語について、10 kg の制限は対象種の木材で作られた貨物の各品目の個々の重量を示すと解釈される。要するに、10 kg の制限は貨物の総重量ではなく、貨物の各品目に含まれるダルベルギア／ガイボウルティア種といった木材の部分の重量が査定される。

なお、附属書 I 掲載のブラジリアンローズウッド (*Dalbergia nigra*) については変更がないため、この種を使用した楽器や最終製品の輸出入を行う場合、従前のとおり外為法に基づく輸入手続が必要となります。このため、附属書 II のローズウッドを使用した貨物を条約の適用除外となる解釈 7 #15 b)、c) に該当するものとして輸出入する場合は、

①附属書 II のローズウッドであること (または、ブラジリアンローズウッドではないこと)

②ローズウッド部分の重量 (b の場合のみ)

をインボイス等に明示し、税関において条約適用外であることが確認できるようにする必要があります。

- 今回の附属書改正により、附属書 II のローズウッドを使用した貨物 (解釈 7#15 の b)、c) より条約の適用を受けなくなったもの) を輸入する場合、改正附属書の効力発生日以降に税関において輸入申告が正当なものとして受け付けられるものは、ワシントン条約の規制の対象外となります。また同貨物を輸出する場合、改正附属書の効力発生日以降に税関において輸出が許可される場合には、ワシントン条約の規制の対象外となります。

(本件問い合わせ先)

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部  
野生動植物貿易審査室  
03-3501-1723 (直通)